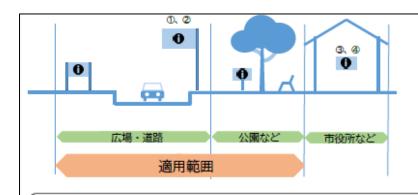
岸和田市公共サインガイドライン(案)主な修正点



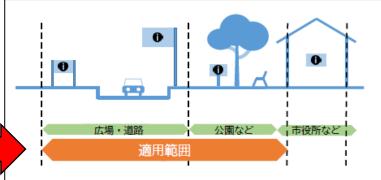
【適用除外となるもの】

- 道路管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識など、 法令等により設置することや意匠が規定されているもの
- ② 既にサインマニュアルのあるもの (岸和田市サインデザインマニュアル、岸和田市広告収入事業など)
- ③ 公共施設の建物に付随するサイン
- 単和田市環境デザイン委員会で協議し、指導助言に準拠したもの
 - ※ 岸和田市環境デザイン委員会:景観法16条届出行為等についての調査審議する市の附属機関。

景観計画区域について(岸和田市景観形成ガイドラインI)

京城町画位本について(午旬山中京城市成パイトフィンコ)		
基本景観区	主な特徴・施設等	
①臨海景観区	漁港、岸和田大樓、岸和田水門	
②旧市街・歴史景観区	岸和田城、歴史的なまちなみ、近代戦争	
③沿道型市街地景観区	国道 26 号、中央公園、春木川	
④新市街地住宅景観区	熊野街道、古墳、久米田池・田畑 川・水路・ため池	
5里の景観区	神於山、丘陵、石垣、ため池・農村集落 果樹園	
⑥自然綠地景觀区	葛城山、渓谷、ブナ林、山村・山寺	





【適用除外となるもの】

- 道路管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識など、法令等により 設置することや意匠が規定されているもの
- 建築物の内部に設置されるもの(特定屋内広告物を除く) 301
- 岸和田市サインデザインマニュアルなど、他のサインマニュアルに則ったもの
- 岸和田市環境デザイン委員会※2で協議し、指導助言に準拠したもの
- ※1 建築物の内部に設置される広告のうち、建築物のガラス面の内側から屋外の公衆 に向けて表示されているもの(特定屋内広告物)は、ガイドラインの適用範囲と します。
- ※2 岸和田市環境デザイン委員会は、景観法 16 条届出行為等について調査審議する市の附属機関です。





※ 立看板や懸垂幕などの仮設サインは長期間設置すると老朽化し、景観を阻害 するため、長期的な掲出はせず、適切に管理を行いましょう。

施設案内などで、デジタルサイネージ(デジタル看板)を利用する場合、 「光」「動き」「音」など景観阻害要因となる可能性があり、住環境等に影響 を及ぼす恐れがあるため、十分に配慮する必要があります。各種看板設置の際 は、行為の検討時点で都市計画課にご相談ください。

8. 岸和田らしさ

岸和田らしい景観に配慮した公共サインは、次の基準に基づいてデザイン する事が重要です。標準色は以下の通りですが、景観区によって地色を調整 することも可能です。色数はちきりくんを除いて4色までに抑えましょう。

一般的なサインは、都市計画課の共有キャビネットに保存しています。データのない場合はお問い合わせください。



右下にちきりくん or 市章を配置

標準色

【表示面の地色】 茶 (5 Y R 3. 5/1) 【表示文字の色】 白 (N9)

景観区	イメージ	地色マンセル値 表示文字は白 (N9)
臨海景観区	海への眺望や親水空間 明るくさわやかな	5 P B 3. 5/2
旧市街・歴史景観区	歴史的なまちなみ 穏やかで風格のある	5YR3.5/2
沿道型市街地景観区	都市的な機能 シンプルで落ち着きのある	N3. 5
新市街地住宅景観区	新旧のまちなみ 快適で親しみやすい	2.5PB3.5/2
里の景観区	旧集落や田園風景 ナチュラルで、深みのある	7.5YR3.5/1
自然棒地景観区	旧集落や山林 ナチュラルで、深みのある	2. 5 Y R 3. 5/2

岸和田市景観形成ガイドラインⅢ

8. 統一したデザイン

岸和田らしい景観に配慮した公共サインにするため、次のデザインに統一 します。色数はちきりくんを除いて原則4色までに抑えましょう。

一般的なサインは、都市計画課の共有キャビネットに保存しています。保存データの中に掲出したい文書がない場合は、都市計画課までお問い合わせください。



【表示面の地色】 茶(5YR3.5/1)

【表示文字の色】 白 (N9)

ピクトグラムがない催物や祝賀などの懸垂幕やのぼりで、上記のデザイン に統一できない場合でも、景観への配慮が必要です。市でデザインする場合 は以下の点に注意してください。懸垂幕やのぼりなどの仮設サインを掲出予 定の際にはデザイン作成の段階で都市計画課まで協議をお願いいたします。

- 形状はシンプルなものとする。
- 色彩は自由とするが原則4色までとする(地色は一色)。
- たくさんの情報を盛り込まず、可読性を向上させる。
- 文字の周囲の空間を確保する。
- 効果的な数量と間隔を保ち、通剰な設置をしない。

